辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成24年6月5日(火)午後1時30分から午後3時00分
- 2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室
- 3. 出席委員(14人)

会長 1番 武井 典夫

会長職務代理者 2番 三澤 省三

委員 3番 松澤 覚一

4番 山崎 今朝利

5番 野澤 宏

6番 赤沼 君人

8番 根橋 建太郎

9番 山内 良春

10番 赤羽 則子

12番 上島 明徳

13番 下田 節子

14番 勝野 次郎

15番 小野 一喜

16番 赤羽 武直

4. 欠席委員(2人)

7番 尾坂 壽夫

11番 小澤 髙佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく決定 について

報告事項 専決事項について

5月許可決定の4条1件5条2件については長野県農業会議から5月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治(欠席)

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<武井会長>

皆さん、こんにちは。大変お忙しい時期ではないかとこんな風に思っております。5 月25日にはヒマワリの種まきの作業をほとんどの方の出席のもとにできましたことを本 当にうれしく思っております。また、このヒマワリの種まきのその前のほ場の整備、本当 に小野の勝野さん、小野さん、それから松澤さんには大変幾日も、ほ場の整備をして いただきまして、私共が種まきの日にいってすぐ蒔けるという風な状態の整備をしてい ただきまして本当にうれしく思っております。やはりこういう風な気持ちのある農業委員 がおる限り辰野町の色々の事業は他人事においてもスムースに進むんではないかと こんな風に思って、本当に会長として感謝申し上げる次第でございます。その後です ね、5月28日に地方事務所で上伊那の農業委員会の会長会議がございました。これ は毎年持ち回りでですね、各地区の農業委員が主催をしまして、農業委員会の総会 を行っておるわけでございます。これに出席するのは会長とそれから代理でございま した。本年度からは女性農業委員の中のお二人の中の一人が出席というようなことに なっております。今日、その点は私の方からお話しをさせていただくわけですが、ぜひ お二人のうちどちらかで出席をしていただきたいと。この機会は一応、6月21日の木 曜日でございます。これには一応女性農業委員の一人が出席して辰野町、各市町村 からは3名ないし4名の方が出席をして24年度の農業委員会の協議的な事業、それ から予算について決める総会でございます。ぜひ、日にちをあけておいていただきた いと思っております。それから30日に鳥獣害のこれも対策協議会の会議、私出席せよ ということで出席した訳でございます。これは農業委員の方も各地区の鳥獣害の問題 については多少なりとも関わっておるわけでございます。そういう風な中で一つ私感じ たことは、なんでもかんでも行政にですね、押しつけて、行政にやれといわれてもやは り予算的なことは行政は責任持たなきゃいけない訳ですが、あとの管理だとかそれか ら大きな動物を捕ったときにそれをその地区で処分するというようなこともあるわけでご ざいますが、それが基本的にはやはりその地区で処理をしていただかないと、役場に 言われてもやはり役場でもなかなか他の仕事も手一杯でやっておりますので、そういう ような場合に農業委員さんがひとつ、耳にしたらやはりそのような場合には地区の皆さ んで処理をしなきゃいかんという風なことにした方が、行政の方も色々の面でスムース に行くだろうと思いますし、一つ農業委員さんのその辺の立場として進めていただけ ればとこんな風に思います。それから、30日の日に辰野町の営農組合の会議が、総 会があったわけでございます。これにつきましても、目標が営農組合辰野町一本という 風な考え方で、アンケート等とって進めているわけでございます。それが本年度を目 安くらいに方向がはっきりするのではないかとそんな風に思っております。それから31 日に全国の農業委員会長の大会が東京の日比谷であったわけでございます。これは 毎年行われているのですが、国会議員に陳情をするというようなことで主な目標としま

してはTPPの反対というようなことがあるわけでございます。こういう風な中で長野県の 国会議員は14名おるわけでございます。そのうちの9名が出席をしていただきました。 その中で私感じたことは、各地域から出ている、例えば衆議院なら各地域から出てき ておるわけですが、その方達は一応TPPについては反対だという風に理解できる発 言だった訳でございますが、比例で出ておる参議院それから衆議院の人でもそうです が、特に労働組合をバックにして出ておる方というのはやはり製造業等がバックにおる という関係で、どうしても反対という風な表現はないわけです、どうも賛成の方にあると。 考えてみれば、日本の経済の中で製造業と農業とを比較すれば、生産高というのは 雲泥の差があるわけでございます。そういう風な中で多少そういう風な国会議員がい ても仕方がないという風に理解はできるんですが、そういう方に対して特にTPPにつ いては、心の中では賛成であっても、反対だという風な表現はしないでほしいという、 農業者として都合のいい表現をして陳情をしたようなことでございます。それからもう一 つ国の方にお願いをしたのは、情報提供の一層の強化ということで、TPPもそうです し、色々の国の政策等についても、いわゆる雲の上でもって話をしてなかなか農民の そこまで情報が来ないという風なことが多いということで情報の強化、いわゆる公開を しっかりやってもらうようにという風な陳情をしてございます。それから6月1日に上伊那 のJAの本所でもって、農政対策委員会の総会がございました。これは特に皆さんに お知らせしておかなければいけないのは、賦課金というのが農協へ入っておりますと あるわけですが、これが一戸あたり600円というお金の賦課金を徴収するという風にな っておりますのでその辺を承知していただきたいと。それでJAの組合長は今度御子 柴さんという方がなりましたのでお願いします。それから6月2日これは大豆の種まきで ございました。 天気も良くてそれから申し込んだ40家族の皆さんも出席をいただきまし て、本当にその種まきをする前のほ場の整備について担当の上島さん等には本当に 骨を折っていただきまして、それから土手の草刈りだとかを各委員さんにしていただい てお集まりになった40名の方も気持ちよく種まきができたのではないかとこんな風に 思っております。ヒマワリと同然大豆の方も本当に環境を皆さんの力で整備をしていた だいて、気持ちよく種まきができたというようなことで、参加されました家族からも喜ば れておりましたし、そして子育ての皆さん方も気持ちよい種まきができたんじゃないか と思っております。そんなようなことで一応昨日ですが6月4日南信地域の市町村の農 業委員長会議の事務局の会議が松本であったわけでございますが、これにつきまし ては何しろ1時から始まって4時半まで、相手は替わるんですが、こちらは聞いている だけで話しを聞いたんですが、特に私が感じたのは農業委員会の適正な事務処理、 適正な方向というようなことで、辰野町はそこへいきますと記録だとか女性農業委員を 柱にした味噌づくりだとか、それから環境のヒマワリだとかいうようないうようなことで、表 面に、その地域の人に見える農業委員会の作業をしておるわけでございますが、そう いう風なことの中でやはり農業委員として適正な、いわゆる委員の立場としてやってい ただきたいという風なことの話がありました。それから次に農業委員の制度の改正とい うことで、これだけおそらく仕事量が多くなる、耕作放棄地、遊休農地それから農地転

用その他色々あるわけでございますが、そういう風なことの中で今の農業委員の制度だけではもうやっていけないというようなことが、やはり国の方でも話題になっておりまして、ここ2・3年の間にその辺の制度の改正があるんではないかとこんな風に思っております。それから特に先程もお話ししましたように、有害鳥獣のことなんですがこれにつきましてはこの前ちょっとお話をしましたように、私共もある程度の参加をしなければならないだろうなぁというような時期にきているのではないかとこんな風に感じております。そんなようなことで昨日の会議では色々と会議の中で話があったわけですが、私が感じたことについては今お話ししたようなことを皆さんにお話をしてこれからの農業委員会の発展とそれから農業委員としての立場を理解をしていただいて進めていただきたいとこんな風に思っている次第でございます。色々とお話をしましたが、やはり農業委員会としてはこれからますます自分達の立場というものを理解して発展をさせていかなければいけないという風な立場にきたなということを感じましたのでご報告していきたいとこんな風に思います。以上です。

それでは会議に入りたいと思います。3番でございますが議事録の署名人の指名14番の勝野委員、それから15番の小野委員にお願いしたいと思います。それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~5番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、賃借権の設定でございます。

大字伊那富…番地のAさんが所有いたします、大字伊那富字宮下…番地、地目は畑、面積679㎡と、大字伊那富字宮下…番地、地目は畑、面積345㎡、以上2筆合計1024㎡を、大字伊那富…番地のBが賃貸借により借受け、駐車場とするための申請でございます。賃借人は寺院でありますが、葬儀の際に既存の駐車場では不足であるため、近接の申請地を借り受けて普通車30台分の駐車場を増設したい計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道にあり500㎡以内に2以上の公共公益的施設、北大出ふれあいセンターと辰野町第一診療所がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは担当の野澤委員より説明をお願いいたします。

<5番野澤委員>

5月16日に尾坂委員と現地を確認しております。図面のとおり2筆でございますけれ

ども、四隅の境界柱はたたっててはっきりしているんですが二筆の堺が分かりません、 今回全体を一つに使うということで問題ないと思います。ここはご主人が亡くなって草 を刈ったりロータリーをかけていただいておりましたところで作物を作っていなかった 訳ですので、Bで駐車場に借りたいということでここへすぐしたになるわけですが(お 寺の)すぐ下になる土地ですので、ぜひということでお願いしたところ、現在つくってな いからということで借りられるようになったわけでございます。その他は特に問題ないと 思います。以上です。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。これは駐車場は舗装はしないんだね。

<5番野澤委員>

はい。砂利です。

<武井会長>

砂利だね。はい。ということで雨水は浸透式ということでございます。この件について個別に審議に入りたいと思いますが、ご質問等ございますでしょうか。(「ありません」の声)よろしいですか。はい、この件につきまして許可することにいたします。それでは2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字ハヤシノシタ…番地、地目は登記が田現況が畑、面積88㎡と、大字伊那富字ハヤシノシタ…番地、地目は登記が田現況が畑、面積426㎡、合計2筆514㎡を、箕輪町大字中箕輪…番地のBが取得し、建売住宅1棟を新築するための申請でございます。譲受人は宅建業免許を有する宅地建物取引業者で、今回の申請地の周りの土地も既にこの譲受人により転用申請されており先に許可をしているところであります。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それではこの件につきまして私の方からご報告させていただきます。5月16日 に上島委員さんにご足労願いまして現地で確認をしたところでございます。(図面により場所説明)この土地につきましては先月の総会にも一つの部分が提案されておるわけでございます、それでこの地域につきましては地籍調査等は行われまして堺等はしっかり杭があるわけでございます。それと同時にこの A さんの土地でございましたので

こういう風な形に部分的に区割りをして売買をするという風なことになったわけでございます。それで、この細長い部分が一応建設許可を取るために2メートルのいわゆる私道をつくらなければうちがたたらないということでこの細い部分をこの方が、Bさんが買って今度建売を建てるという状況でございます。下水道につきましても一応住宅地に2区画なっておりますので下水道それから上水道も通っておるということで何ら問題はないとこんな風に思います。よろしくお願いいたします。何かご質問・・・(「なし」の声)よろしいですかね、この件につきまして許可することに、よろしいですか。(「はい」の声)では許可することにいたします。それでは事務局の方で3番の方をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字平出…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字平出…番地、地目は田、面積1434㎡を、箕輪町大字中箕輪…番地の B が取得し、建売住宅を新築するための申請でございます。譲受人は宅建業免許を有する宅地建物取引業者で、譲渡人が申請地を維持することが困難になり譲受人に話を持ちかけたところ、申請地は学校なども近いことから、建売住宅4棟を新築し分譲したい計画であります。申請地は第一種住居地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは赤羽委員より詳細について説明をお願いいたします。

<10番赤羽委員>

それではお願いいたします。5月7日、前回の農業委員会の後でしたけれども、Bさんの説明を受けて標記の土地を三澤代理さんとともに現地確認をさせていただきました。(図面により場所の説明)その土地の南側にも北側にももう既に一般住宅が建てられておりまして、その今回の土地はきちっとした四隅の境界線もありますし、そんなところで、周りの農地に対しても不具合がないということで、ご報告申し上げてよろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。ただ今説明があったわけでございますが、これは上水も下水道も通っている訳ですね。はい、この件についていかがなものでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいですか、はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。次に4番お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

さいたま市緑区大字三室…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出…番地、地目は田、面積353㎡を、大字平出…番地のBさん、Cさんが連名で取得し、一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い、申請地を取得し、持ち家を新築したい計画であります。申請地は第二種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは三澤代理から詳細について説明を受けたいと思います。

<三澤職務代理>

(図面により場所の説明)その左側のところは一年ほど前に農業委員会かかりまして そこは現在新築がたたりまして家族が住んでおりますので何ら問題ないと思います。 よろしくお願いいたします。

<武井会長>

ただ今詳細について説明があったわけですが、この件につきまして何かご意見ございますか。(「なし」の声)はい、この件につきまして許可することにいたします。続きまして5番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字平出…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出…番地、地目は田、面積244㎡を、大字平出…番地のBさん、Cさんが連名で取得し、一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在アパートに住んでおりますが、家族も増えたため、申請地を取得し、持ち家を新築したい計画であります。申請地は準工業地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、この件につきまして三澤代理から説明を受けたいと思います。

<三澤職務代理>

(図面により場所の説明)ここも上下水道完備されておりますので、何ら問題はないと思います。両方、2件とも5月21日に赤羽則子委員と現地を見させていただきました。以上です。

<武井会長>

詳細について説明がありまして、問題ないということでありますが、何かご意見ございますか。(「なし」の声)よろしいですか。はい、この件につきましても許可することにいたします。5条につきまして以上でございます。それでは議案第2号の方の説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計15件、22筆、面積は28979㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

はい、ただ今事務局の方から資料に基づいての説明があったわけでございます。この件につきまして何かご質問その他ございますか。(山内委員から議案について質問、事務局回答)その他に何かございますか。よろしいですかね、はい議案第2号につきましては全員の方が承認したということで承知したいと思います。よろしくお願いいたします。議事につきましては議案第1号と議案第2号につきまして皆さん方にご審議をしていただきましてありがとうございます。続きまして報告事項につきまして事務局の方からお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、 5月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から5月15日付け で許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてですが、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はい、事務局の方から(1)、(2)について報告がございました。よろしいですか。これは電気通信事業者のこれは場所はどこだね。

<	5	番野澤委員	>

これは薬王寺の近くです。南西でしょうか。

<武井会長>

今担当の委員より薬王寺というような話がありましたので、この辺だとこのように思います。それでは、5番のその他について入っていきたいとそんな風に思いますのでよろしくお願いいたします。

その他

- ○次回農業委員会開催日 7月5日(木)午後1時30分~役場第6会議室
- ○大豆について(赤沼委員)
- ○ヒマワリについて (小野委員)
 - (○委員会終了後、研修旅行について)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	平成	年	月	日	
会	長				印
議事録	署名人				印
議事録署名人					印